

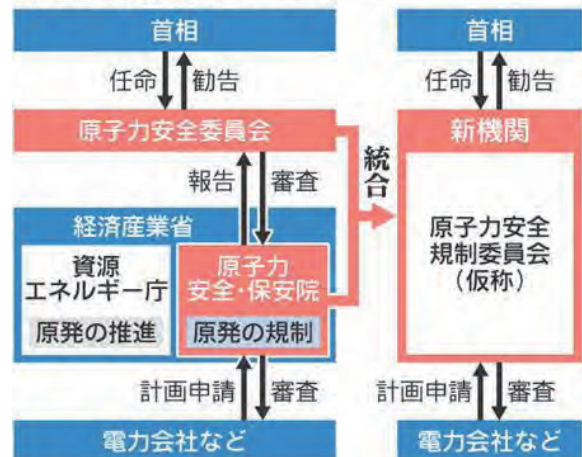
原子力の新規制機関についての「提言」と閣議決定の違い

原子力発電に関わる規制の改革への取組みについては、余命いくばくもない前菅内閣において細野原発担当大臣から組織改編試案が出され、これを受けて 8 月 12 日に関係閣僚了解、同 15 日に閣議決定がなされた事は皆様もご存知のことと思います。この閣議に参加した首相を含む大臣 10 名のうち、20 日程後に成立した野田内閣で閣僚となっているのは 4 名にすぎません。さらに、原子力発電への依存度を減らすと言っている政党が、その規制に関わる組織改編を行うことに合理性があるのかという根本的な疑問があります。このような問題点を抱えているにも拘らず、現状は規制組織の大枠がこれ等の問題点とは関わりなく固まっていてしまっている状況にあります。

IOJ のエネルギー・環境部会では、望ましい組織改革がなされるように、会員の声をまとめ 8 月初旬に「提言」を作成し、国会議員及び報道機関に送りました。この提言の前提は、日本はこれからも安定的な基幹電源を原子力発電に依存せざるを得ないということでした。

原子力発電に関わる規制を改革する本来の目的は、より安全な原子力発電設備の運転が可能になり、国民が安心して必要十分な電気を使用できるようになる体制を整えることにあります。現在の民主党内閣の中途半端な原発対応は、反原発になびいている国民の心情を荒立てること無く、実は将来のエネルギー供給体制を原子力に依存する方向に進めようとしているのだと解釈出来ます。その前提で私達が提言した本来あるべき新規規制機関の姿と 8 月 15 日の閣議決定との違いをここで説明したいと思います。

原子力規制見直しのイメージ



＝IOJ 提言の要旨＝

新しい規制機関「日本原子力規制委員会（仮称 以下規制委員会という）」は、我が国の原子力平和利用に関わる原子力安全と放射線安全（以下総合して核安全という）及び保障措置と核物質防護に関し強い責任と権限を有する唯一・独立の規制機関とし、内閣府に属する 3 条委員会（公正取引委員会のような機関）とすべきである。

福島事故以前から多くの省庁、組織に分散して行われている核安全にかかわる規制が望ましくないと、IAEA および米国などから改善の示唆を受けていたものであるが、今回規制の一元化を主目的として、新たな規制委員会の設立を提言するものである。機能不全に陥っている現状を踏まえ、かかる組織を設立するに当たっての主な注意事項としては；

- （１）核安全・核不拡散にかかわる規制をこの組織に集中して行わせるべきこと（一元化）
- （２）官僚、政治家による影響を排除できる組織とすること（省益、党益の影響排除）
- （３）促進側と規制側の分離を確実にすること
- （４）規制の透明性を確保すること
- （５）専門性の欠如を改善し、権威有る組織とすべきこと
- （６）二重規制を徹底的に排除すべきこと
- （７）民間の活力を活かせる規制とすべきこと

「規制の一元化」、「促進側と規制側の分離」という根本的な解決が求められていた点については明確に実現の意思が読み取れますので、評価したいと思います。しかしながら、組織の独立性という機能については、本当に機能するようになるために私達が提言したものと、かなり異なっているように思います。

まず決定的に異なる点は、環境省の外局として『原子力安全庁』（仮称）を設置する点です。環境省の外局となるという事は、環境大臣によって支配されることを意味します。私達が主張した「（２）官僚、政治家による影響を排除できる組織とすること」という提言とは相容れない事になります。私達は具体的提言として、この組織の独立性を担保するために以下の様に述べています。

1. 政治家ならびに官僚主義の影響を排除する為に、省庁に属することなく、閣僚を長とせず、関係省庁及び従来の規制組織からの天下り、人事交流を許さない。ただし、規制の専門家が省庁あるいは現行の組織を退職して規制委員会に転職する場合はこの限りではない。
2. 核安全及び核不拡散に関係する業務であって、規制委員会が直接規制の対象にしないものについては、関係省庁との連携を実現する制度を構築する。ただし、核安全に関わる事項の最終的決定権は規制委員会にある事を明記する。

今回の福島原発事故でも素人の政治的な介入が如何にことをさらに悪化させたか、よく反省する必要があるのではないのでしょうか。この様な政治介入を二度とさせてはならないと考えて、全ての省庁から独立した 3 条委員会とする事を提言しました。原子力の安全の監視は、国会が国民の代表として行うのが最も適していると考えます。その国会

が付託する組織がしっかり見ることを、再度強く主張したいと考えています。

また、閣議決定では、「(4) 新たな組織の業務を的確に遂行するため、官民を問わず、質の高い人材の確保に努める」とあります。これ自体は大変結構なことですが、民主党は原子力発電への依存度を減らすと今は主張しているのですが、それでは質の高い人材が集まるはずがありません。質の高い人材を求めるということは、やはり持続性のある組織を作ることと考えている訳で、民主党も原子力への依存という方向に軸足を変えて行くのだらうと私達が考える根拠がここにもあります。この観点に立って、私達は具体的提言として以下の様に述べています。

1. 専門性を重視し高い能力の職員を確保する為に、採用にあたり厳格な審査を実施するとともに、採用後の教育訓練、経験蓄積の場を整備して、職員の能力向上が継続的に達成できるように配慮する。これにより規制委員会の権威と信頼を確立する。
2. 給与体系、退職後の保障制度を整備し、高いレベルの専門家の規制委員会への転職及び長期的在籍を容易にするよう制度化する。

さらに、「(5) 今般の事故を踏まえた新たな規制の仕組みの導入など、規制の在り方や関係制度の見直しを並行して行う」とあります。これも結構なことなのですが、具体的に何をしようとしているのかが明確ではありません。私達は、具体的提言として、以下の様に述べています。

1. 核安全・核不拡散に関わる規制全てを独立して管轄し、その実施に全ての責任を負う。
2. 発足に当っては、現行関連省庁に分散して行われている諸規制の見直しを実施する。即ち、本来事業者が実施すべき企業経営にかかわる判断に属する事項までに及ぶ過剰な規制などを整理して民間の自己管理に委ね、本質的な核安全及び核不拡散に関係する規制のみに絞り込んで、規制委員会の管轄する分野を特定する。
3. 規制を一元化することから、現行の地方自治体と事業者が締結している「安全協定」に替わるものとして、地方自治体への説明責任を規制委員会が負う事及び地方自治体の意向聴取等の制度を法律上明確化する。同様に、民間の意見を取り入れる制度も法律上規定すべきである。但し、最終的な決定権及び責任が規制委員会にある事を明記する。

あいまいな表現を排除して、この機会に是非実効性のある良い組織を作り上げて欲しいと考えており、その為にも政府内での議論の推移をきちんと見守ってゆくとともに、私達も声を大にして少しでも良い規制機関が設置されるように、政府に働き掛けて行きたいと思います。来年4月には新しい規制機関が発足する事で準備が進められていますので、会員諸氏の絶大なる支援と積極的な意見の発信をお願い致します。

皆様の参考のために、8月15日の閣議決定の全文を下記します。



原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針

平成23年8月15日

閣議決定

原子力安全規制に関する組織について、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、次に掲げるところにより、改革を進めるものとする。

1. 当面の安全規制組織の見直しの方針

- (1) 「規制と利用の分離」の観点から、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、原子力安全委員会の機能をも統合して、環境省にその外局として、原子力安全庁(仮称)を設置する。
- (2) 原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁(仮称)においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能(SPEEDIの運用を含む。)を担うものとする。
- (3) 事故発生時の初動対応その他の危機管理を原子力安全庁(仮称)の重要な役割と位置づけ、そのための体制整備を行う。
- (4) 新たな組織の業務を的確に遂行するため、官民を問わず、質の高い人材の確保に努める。
- (5) 今般の事故を踏まえた新たな規制の仕組みの導入など、規制の在り方や関係制度の見直しを並行して行う。
- (6) 原子力安全庁(仮称)を設置するため必要な法律案の立案等の準備は、内閣官房において行い、平成24年4月の設置を目指して作業を行うものとする。
- (7) 見直しに際して、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(以下「事故調査・検証委員会」という。)による組織の在り方に係る検証結果等が示された場合は、柔軟に対応するものとする。

2. 今後の原子力・エネルギー政策の見直しや事故の検証等を踏まえた安全規制組織の在り方の検討

今後、中長期的な原子力政策及びエネルギー政策の見直しや事故調査・検証委員会による検証等が行われる予定である。事故の収束へ向けた中長期的な取組と安全確保、安全規制に係る人材の確保・養成を始めとする重要な課題について、こうした政策の見直しや検証の結果を含めてより広範な検討を進め、新組織が担うべき業務の在り方やより実効的で強力な安全規制組織の在り方について、平成24年末を目途に成案を得る。

(E.I.記)